

杵築市水道ビジョンの 制定について

令和7年10月20日

杵築市上下水道課



杵築市上下水道事業審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	行政区	水道区分	任命要件	備考
長 崎 浩 介	—	—	学識経験者 (日本文理大学 経営経済学科 教授)	再任
神 鳥 慶 子	—	—	学識経験者 (税理士)	再任
糸 永 省 三	(山香) 影平	山香上水 (旧向野簡水)	区長の代表 (区長連合会長)	再任 (推薦依頼結果)
土 谷 博 信	(杵築) 天満	杵築上水	上下水道の利用者	再任
吉 岩 千賀子	(山香) 貫井	山香上水	上下水道の利用者	山香地域から
佐々木 寿 彦	(杵築) 守江	杵築上水 (旧守江簡水)	上下水道の利用者	再任
河 野 一 成	(大田) 俣水	大田上水 (旧俣水簡水) 大田農集	上下水道の利用者	大田地域から
是 永 陽 子	(杵築) 札ノ辻	杵築上水 公共下水道	上下水道の利用者	再任
興 田 信 一	—	—	その他市長が適当と認める者 (副市長)	副市長
中 根 達 美	—	—	その他市長が適当と認める者 (財政課長)	財政課長

杵築市上下水道事業審議会条例

（設置）

第1条 杵築市上下水道事業の健全な運営を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、杵築市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- （1） 水道料金及び下水道使用料の改定に関すること。
- （2） 上下水道事業（農業集落排水事業を含む。）の将来計画に関すること。
- （3） 上下水道事業の管理運営に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 上下水道の利用者
- （3） 区長の代表
- （4） その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を総理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の議事は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償については、杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例36号）に定めるところによる。

(参考) 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

学識経験者委員 日額 10,000円 委員 日額 4,500円

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

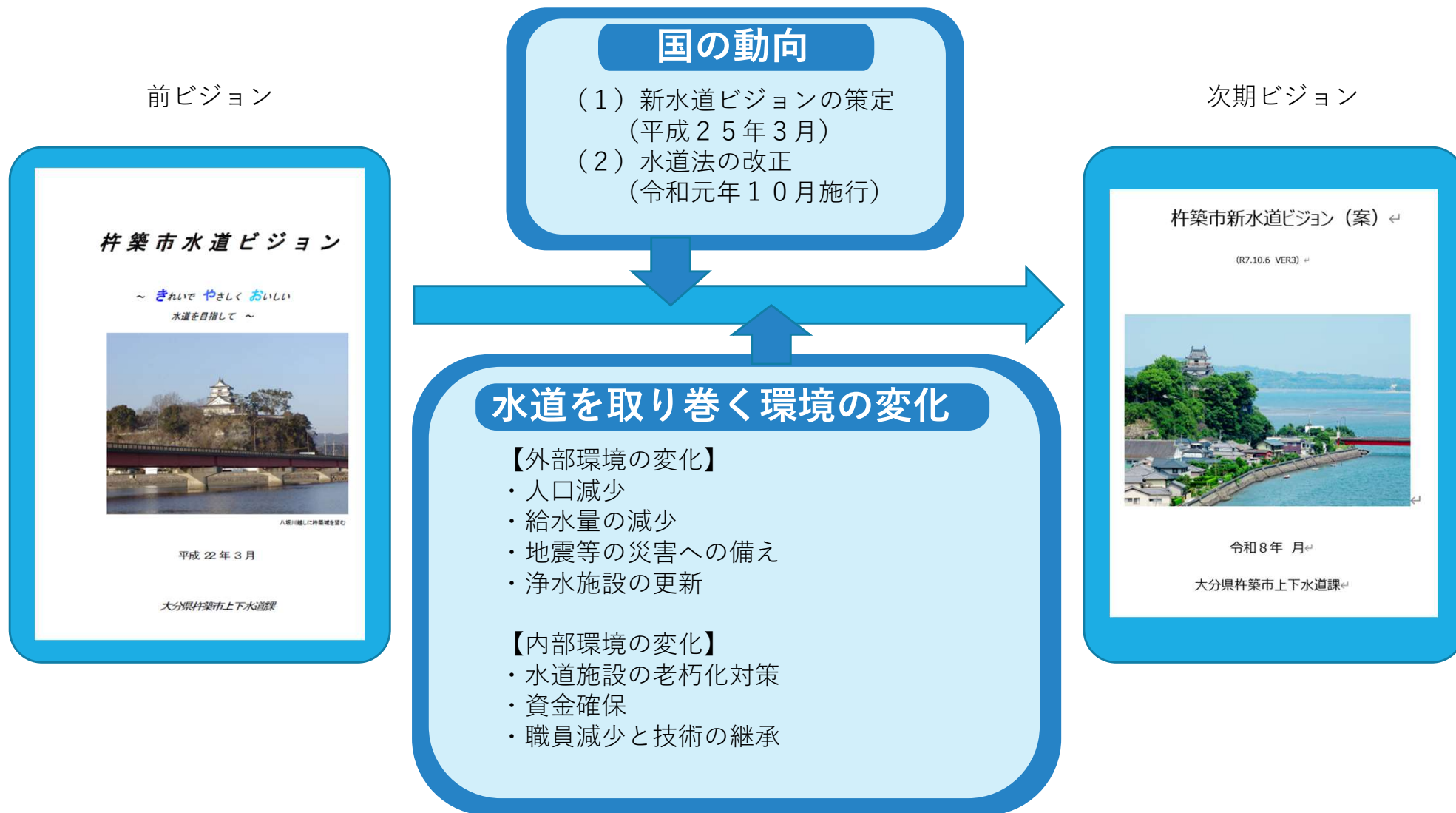
杵築市水道ビジョン 及び 料金改定のスケジュール（予定）

令和 7 年度													令和 8 年度													
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
審議会							水道ビジョン関係の審議																			
									★			●														
									パブコメ			完成														
審議会									料金改定関係の審議																	
議会													●						●							
													市議会定例会で 水道ビジョンの 完成報告					市議会定例会に 料金改定条例上程 議案審議								

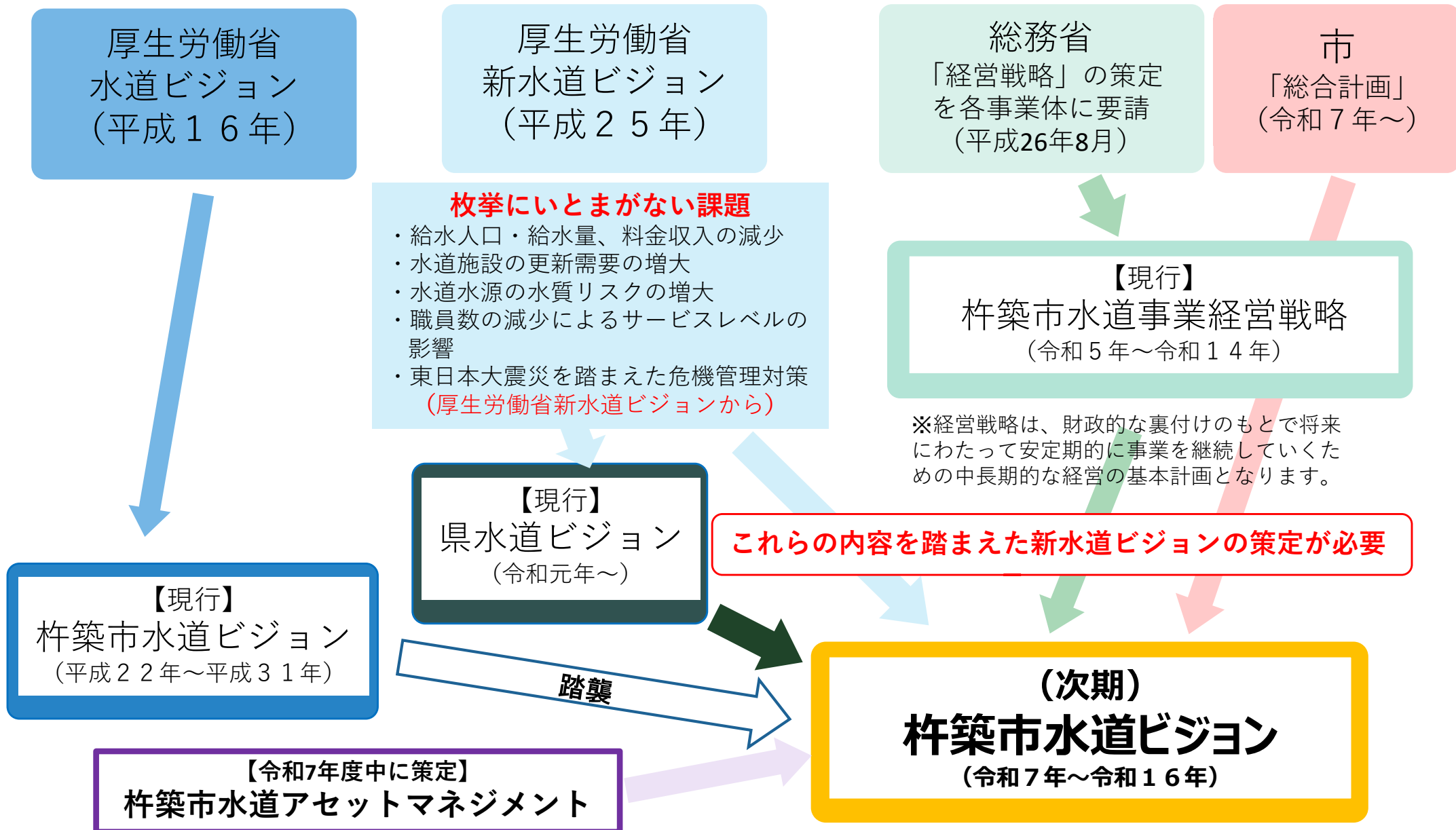
※ 詳細なスケジュールは、別紙 資料 7

次期杵築市水道ビジョンの策定にあたって

現行ビジョンの基本理念と目標については、今後の事業運営においても重要と考えられることから踏襲することとし、今後、取り組むべき事項、方策については、現行ビジョン策定時からの状況の変化を踏まえ、厚生労働省の「新水道ビジョン」等を踏まえた本市の新たな「杵築市水道ビジョン」を策定することとします。



杵築市水道ビジョンの位置づけ

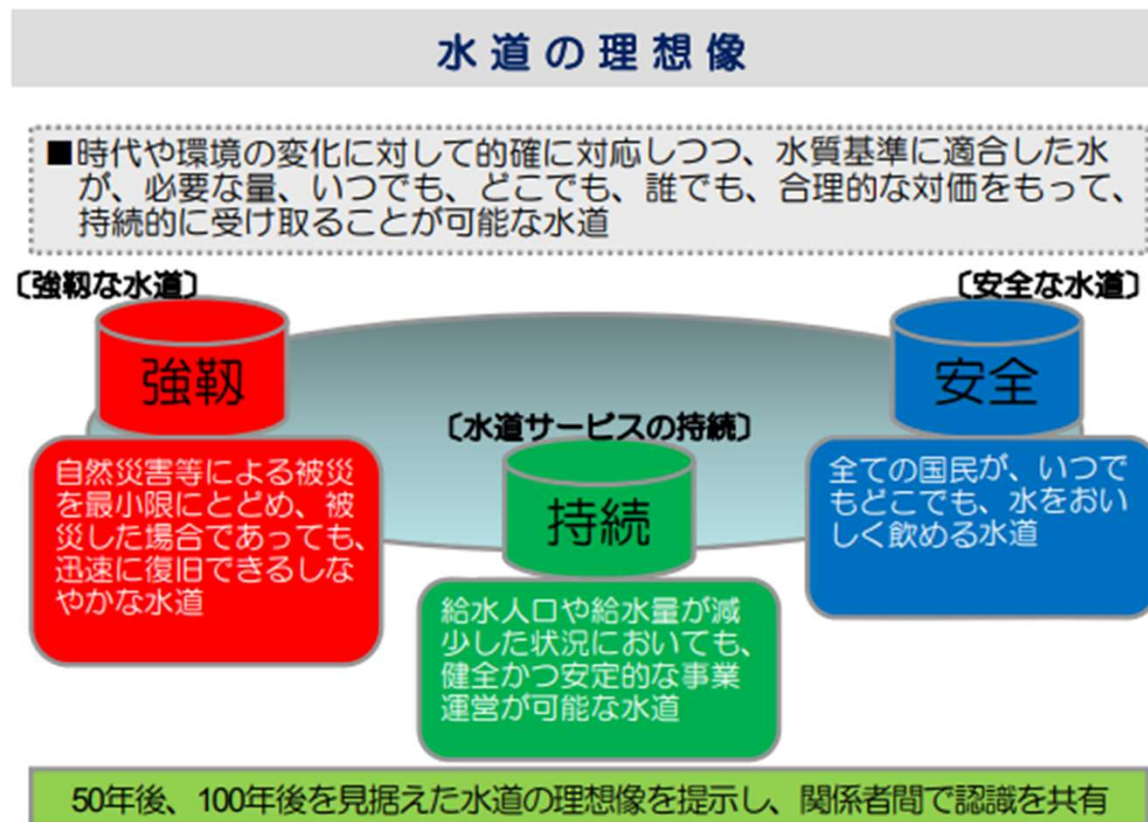


次期の杵築水道ビジョンの目指すべき方向性

取り組みの目指すべき方向性 水道の理想像

私たちにとって望ましい水道とは、時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道といえます。そして、このような水道を実現するためには、水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保の3つが必要です。

新水道ビジョンでは、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、これら3つの観点から、50年後、100年後の水道の理想像を具体的に示し、これを関係者間で共有することとします。



図－5 水道の理想像

出典：新水道ビジョン（平成25年3月、厚生労働省健康局）

このことから、次期杵築市水道ビジョンは『きれいで やさしく おいしい 水道を目指して』を踏襲しつつ、「新水道ビジョン」により示された「安定」「強靱」「持続」の3つの視点の内容を踏まえた見直しを行う。

既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化

水道法の一部を改正する法律の概要（施行日：令和元年10月1日）

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。